

**改正**

平成24年3月12日規則第4号

平成28年3月30日規則第39号

平成30年3月19日規則第4号

令和2年9月30日規則第28号

令和3年1月20日規則第2号

令和4年3月22日規則第23号

令和5年3月31日規則第25号

令和8年3月24日規則第13号

二宮町町民センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、二宮町町民センター条例（平成22年二宮町条例第1号。以下「条例」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(使用の抽選の申込み)

**第2条** 条例第5条第1項の規定により二宮町町民センター（以下「町民センター」という。）の使用許可を受けようとする者で、第5条に規定する町内使用の者は、使用日の属する月の3か月前の月の1日から14日までの間に、二宮町公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により、使用の抽選（以下「抽選」という。）の申込みをすることができる。

(使用の抽選)

**第3条** 抽選は、使用日の属する月の3か月前の月の15日に行うものとする。

(使用許可の申請)

**第4条** 条例第5条第1項の規定により町民センターの使用の許可を受けようとする者は、次の各号に定める期間内に、予約システムにより使用の申請を行うものとする。

(1) 二宮町が主催する事業 使用日の属する月の18か月前の月の1日から使用日の5日前まで

(2) 次条に該当する町内使用の者 使用日の属する月の2か月前の月の1日から使用日の5日前まで

(3) 前2号に掲げるもの以外の者 使用日の属する月の2か月前の月の5日から使用日の5日

前まで

- 2 前項の規定に関わらず、使用日の4日前以降は、施設運営上支障のない場合に限り、町民センターに直接申し出ることにより使用の申請を行うことができる。
- 3 前条の抽選に当選した者は、その抽選に係る会議室等について、使用日の属する月の3か月前の月の16日から24日の間に使用の申請を行うものとし、当該期間を過ぎたときは当選を無効とする。

(町内使用)

**第5条** 第2条及び前条第1項第2号の町内使用の者とは、次の各号のいずれかに該当し、町に登録された者とする。

- (1) 町内に住所を有している個人
- (2) 町内に住所を有している者が過半数であるか、若しくは10名以上である団体
- (3) 町内に住所を有する事業所

- 2 前項の各号の規定により町内使用の登録を受けようとする者は、二宮町町民センター利用登録申請書(第1号様式。以下「登録申請書」という。)を町長に提出しなければならない。
- 3 第1項第1号に該当する個人は、予約システムでの登録をもって、登録申請書の提出に代えることができる。ただし、抽選の申込みを行うには登録申請書の提出を必要とする。
- 4 町長は、次の各号にいずれかに該当するものに対して町内使用登録を取り消すことができる。
  - (1) 虚偽の内容を登録した者
  - (2) その他管理上支障があると認められる者

(使用許可)

**第6条** 使用の申請をしたときは、町が予約システム上で予約の登録をすることにより使用許可とする。

(使用の取消し等)

**第7条** 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該使用を取消し、又は使用時間を変更し、若しくは使用内容を変更するときは、使用日の5日前までは予約システムにより取消し又は変更の申請を行うものとし、4日前以降は町民センターに直接申し出るものとする。

- 2 予約システムによる使用の取消しは、予約システムに取消内容が記録されたことをもって取消しが確定するものとし、町民センターへの取消しの申出があったときは、町が予約システムによる予約の取消しを行うことにより取消しが確定するものとする。
- 3 使用者が予約システムによる変更の申請をしたときは、町が予約システム上で予約の登録をす

ることにより変更許可とする。

(使用許可の取消し等)

**第8条** 町長は、条例第8条の規定により使用許可を取り消し、又はその使用を停止する場合は、二宮町町民センター使用許可取消・停止決定通知書（第2号様式）により直ちにその旨を通知するものとする。

(特別の設備)

**第9条** 条例第10条ただし書の規定により、センターを使用する場合において特別の設備を設け、又は既存の設備を変更しようとするものは、その内容を記した仕様書を町長に提出しなければならない。

(き損、滅失届)

**第10条** 使用者及びその補助者並びに入場者は、センターの施設及び付属設備その他器具等をき損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を町長に届け出てその指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

**第11条** 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちに係員にその旨を告げ、その点検を受けなければならない。

(使用料の減免)

**第12条** 条例第15条の規定に基づく使用料の免除は、次の各号に定めるときに限りこれを認めることができる。

- (1) 町が自らの事業のために使用するとき、若しくは自治会活動又はこれに準じた活動のために使用するとき。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が本来の目的に使用するとき。
- (4) 本町の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が使用するとき。
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。
- (6) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。

(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。

(8) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

2 条例第15条の規定に基づく使用料の減額は、町長が特に必要と認めるときに限りこれを認めることができる。この場合において、減額する金額は、使用料の2分の1の範囲内でその都度町長が定めるものとする。

(使用料の減免申請)

**第13条** 前条の規定に基づき使用料の減免を受けようとする者は、登録申請書の提出の際に減免を受けられることを証する書面等を町長に提出しなければならない。ただし、町が使用する場合及び町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用料の還付)

**第14条** 町長は、条例第16条第1項ただし書の規定に基づき、使用料の還付を決定したとき又は同条第2項の規定により使用料を還付すべきときは、すみやかに使用料の還付について必要な手続をとるものとする。

2 使用料の還付は、条例第16条第1項各号のいずれか(ただし、使用の変更の場合を除く。)に該当する場合において、既納の使用料の全額を還付する。

(使用者等の遵守事項)

**第15条** 使用者及び入場者は、センター内において次の事項を守らなければならない。

- (1) 入場人員は、収容定員を超えないこと。
- (2) 使用許可時間内に後片付けを終了して退室すること。
- (3) あらかじめ指定された場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 建物その他の物件をき損するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (6) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (7) 入場の制限をした場所に無断で立ち入らないこと。
- (8) 特に承認を受けたもののほか、所定の場所に備えつけたものを移動しないこと。
- (9) 係員の正当な指示に従い、前各号に掲げるもののほか、管理上又は運営上不適当な行為をしないこと。

(その他の事項)

**第16条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるところによる。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に、二宮町社会福祉センターの運営等に関する規則（昭和48年二宮町規則第10号）の規定により行われたこの規則の施行日以後の使用に係る申請及び許可については、この規則の規定により行われたものとみなす。この場合の使用料の減免については、第12条の規定にかかわらず、二宮町補助金交付規則（昭和36年二宮町規則第1号）第3条の適用を受ける団体が使用する場合において適用するものとする。

**附 則**（平成24年3月12日規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日以降平成24年6月30日までの間に行われたこの規則の施行日以降の使用に係る申請及び許可については、この規則の規定により行われたものとみなす。

**附 則**（平成28年3月30日規則第39号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月19日規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年9月30日規則第28号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

**附 則**（令和3年1月20日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和4年3月22日規則第23号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年3月31日規則第25号）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

**附 則**（令和8年3月24日規則第13号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 号様式 (第 5 条関係) 略

第 2 号様式 (第 8 条関係) 略